

長野県の獣医師の皆様へ



今年度は、

獣医師法第 22 条の届出を行う年です。

令和 4 年 12 月 31 日現在の状況を届け出てください。

獣医師は、獣医師法第 22 条の規定により業務の種類及び内容等にかかわらず、2 年ごとの届出が義務付けられおり、令和 4 年度はその届出を行う年となっています。獣医師の分布、就業状況、移動状況等を的確に把握するため、届出をお願いします。

届出期間：令和 5 年 1 月 1 日から 1 月 31 日まで

届出先：住所地を管轄する地域振興局農業農村支援センター

届出方法：郵送、持参又は eMAFF による届出

※E メールや FAX では受け付けできません。

※長野県へ eMAFF による届出を行う際の手続名は

B：獣医師法第 22 条の届出（家保等受付用）となります。

届出様式：獣医師法施行規則第 13 条第 2 項の規定による第 6 号様式となります。

※届出様式、記載方法及び届出に関する Q&A は、農林水産省のホームページ(下記 URL)に掲載されています。地域振興局農業農村支援センターの窓口にも用意してありますので、ご利用ください。

<https://www.maff.go.jp/j/syouan/tikusui/zyui/22.html>

届出部数：郵送又は持参の場合 2 部（1 部はコピーで可）

※eMAFF による届出の場合は紙での提出は不要です。

その他：結婚等により、氏名や本籍地都道府県が変更された場合には、変更があった日から 30 日以内に登録事項の変更申請を行なうこととされています。該当する方は、別途変更申請を行なってください。変更申請の詳細は、農林水産省のホームページ(下記 URL)に掲載されています。



§ 関係法令（抜粋）

【獣医師法】（昭和 24 年法律第 186 号）（抜粋）

（免許の取り消し及び業務の停止）

第 8 条 獣医師から申請があつたときは、農林水産大臣は、その免許を取り消さなければならぬ。

2 獣医師が次の各号の一に該当するときは、農林水産大臣は、獣医事審議会の意見を聴いて、その免許を取り消し、又は期間を定めて、その業務の停止を命ずることができる。

一 第 19 条第 1 項の規定に違反して診療を拒んだとき。

二 第 22 条の規定による届出をしなかったとき。

三～七（略）

（届出義務）

第 22 条 獣医師は、農林水産省令で定める 2 年ごとの年の 12 月 31 日現在における氏名、住所その他農林水産省令で定める事項を、当該年の翌年 1 月 31 日までに、その住所地を管轄する都道府県知事を経由して、農林水産大臣に届け出なければならない。

【獣医師法施行規則】（昭和 24 年農林水産省令第 93 号）（抜粋）

（届出）

第 13 条 法第 22 条の農林水産省令で定める 2 年ごとの年は、昭和 57 年及び同年以降 2 年ごとの各年とする。

2 法第 22 条の規定による届出は、第 6 号様式によらなければならない。

§ 届出先・問合せ先一覧

届出先・問合せ先	郵便番号	住所	電話番号
佐久農業農村支援センター	385-8533	佐久市跡部 65-1	0267-63-3145
上田地域農業農村支援センター	386-8555	上田市材木町 1-2-6	0268-25-7127
諏訪地域農業農村支援センター	392-8601	諏訪市上川 1 丁目 1644-10	0266-57-2913
上伊那地域農業農村支援センター	396-8666	伊那市荒井 3497	0265-76-6813
南信州地域農業農村支援センター	395-0034	飯田市追手町 2-678	0265-53-0414
木曾地域農業農村支援センター	397-8550	木曾郡木曾町福島 2757-1	0264-25-2221
松本地域農業農村支援センター	390-0852	松本市大字島立 1020	0263-40-1917
北アルプス地域農業農村支援センター	398-8602	大町市大町 1058-2	0261-23-6511
長野地域農業農村支援センター	380-0836	長野市大字南長野南県町 686-1	026-234-9514
北信地域農業農村支援センター	383-8515	中野市大字壁田 955	0269-23-0209

問合せ先	郵便番号	住所	電話番号
農政部 家畜防疫対策室	380-8570	長野市大字南長野字幅下 692-2	026-235-7232